

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部政策デザイン課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長政第107号
委 託 業 務 名 称	長浜市脱炭素社会構築基本計画策定業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	<p>脱炭素社会の構築により、「環境面」「経済面」「社会面」の視点から地域振興につなげる今後の取組方針を定めるため、長浜市脱炭素社会構築基本計画を策定するもの。</p> <p>1) 基礎情報の整理・現状分析 2) 地域の将来ビジョン・脱炭素社会構築基本計画の策定 3) 地域の合意形成を図るための支援 4) 市等が行う脱炭素シンポジウム等の支援 5) 推進体制の検討 6) 脱炭素社会構築基本計画の中間報告書の作成 7) 検討会等の開催</p>
履 行 期 間	令和4年8月11日 から 令和5年3月17日
契 約 年 月 日	令和4年8月10日
契 約 額 (税 込)	6, 907, 096円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地 又は 住所] 長浜市木之本町小山465番地</p> <p>[商号 又は 名称] 株式会社バイオマスアグリゲーション</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当該業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により提案書の提出を求め、同提案に関するヒアリングを実施し、その内容をプロポーザル選定委員会において評価した結果、株式会社バイオマスアグリゲーションを契約の相手方として特定した。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>